

# 河内町イメージキャラクター着ぐるみ使用に関する取扱要綱

平成28年訓令第43号

## (目的)

第1条 この要綱は、河内町イメージキャラクター「かわち丸」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (使用の範囲)

第2条 着ぐるみは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、町長の承認を得て、使用することができる。

- (1) 河内町が主催し、又は共催する事業等で使用する時。
- (2) 学校、NPO法人、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する事業のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものではない事業で使用する時。
- (3) 民間企業等が開催する事業のうち、社会的貢献活動等の公益的な目的で開催される事業で使用する時。
- (4) 観光振興又は地域振興のための事業で使用する時。
- (5) その他町長が認める事業等で使用する時。

## (使用の制限)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を承認しないことができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる時。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる時。
- (3) 営利を目的として使用する時、又はそのおそれがあると認められる時。
- (4) 河内町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる時。
- (5) その他町長が使用について不相当と認めた時。

## (使用の申請)

第4条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、河内町イメージキャラクター着ぐるみ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

2 前項の申請書は、使用期日の1ヶ月前から使用期日の10日前までに提出しなければならない。ただし、河内町が主催し、又は共催する事業の場合はこの限りではない。

## (使用の承認)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ使用の可否を決定し、申請者に河内町イメージキャラクター着ぐるみ使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、町長は、着ぐるみを使用するにあたって、条件を付することができる。

(使用等)

第6条 前条の規定により着ぐるみの使用の承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、河内町役場に来庁して借り受けることを原則とする。

2 使用者が着ぐるみを返却するときは、河内町役場に来庁して点検を受けることを原則とする。

3 使用料は、無料とする。

4 使用期間は、7日以内を原則とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、当該使用期間を延長することができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認を受けた目的のみに使用すること。

(2) 使用期間を遵守すること。

(3) 着ぐるみが汚損しないように努めること。

(4) 雨天時に屋外で着ぐるみを使用しないこと。

(5) 着ぐるみを第三者に転貸し、又は有料で貸出ししないこと。

(6) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消し等)

第8条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、着ぐるみの使用の承認を取消し、河内町イメージキャラクター着ぐるみ使用承認取消書（様式第3号）により当該使用者に通知する。

2 前項の規定により、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

(現状回復)

第9条 着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により修復又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(免責)

第10条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害、及び使用者の使用により第三者が被った被害に対して、町長は一切その責めを負わない。

(委託)

第11条 第2条から第10条までの規定に基づく業務は、河内町PR活動本部に委託できるものとする。

2 前項の規定に基づき業務を委託した場合、第2条から第10条中「町長」は「河内町PR活動本部長」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年訓令第26号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。